

資料提供

令和8年7月21日
課 名 建設産業課
担当者名 田中
電 話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外解除報告書

解 除 対 象 者	商号・名称	
	代表者氏名	別紙のとおり2者
	住所・所在地	
	建設業許可番号等	
解除対象指名除外措置内容	公衆損害及び工事関係者事故	
	【令和8年5月21日から令和8年9月20日まで（4か月間）】 令和7年12月1日、東部建設事務所発注の「栗柄広谷線街路工事（R7-2工区）」において、仮設工の既設鋼矢板の切断撤去作業を行っていたところ、鋼矢板背面の土圧に押され切断作業中の鋼矢板が破断した。その際、切断を担当していた作業員が鋼矢板と既設橋台躯体の間に挟まれ死亡した。	
解 除 理 由	株式会社高森工業及び株式会社神原組は、本事故において、責めを負わないことが明らかになったと認められるため。	
指名除外等解除適用条項	建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第5項	

(別紙)

指名除外等解除対象建設業者

	措置	商号又は名称	建設業 許可番号	住所又は所在地	代表者	措置内容
1	指名除外	株式会社高森工業	広島県知事第 31714号	福山市駅家町服部永谷 8 2 6 - 3	高森 克幸	R8. 5. 21～R8. 9. 20 (4 か月間) 公衆損害及び工事関係者事故 (建設業者等指名除外要綱別表第 8 号)
2	指名除外	株式会社神原組	広島県知事第 30937号	福山市西新涯町 2 - 3 - 2 5	神原 雅弘	R8. 5. 21～R8. 9. 20 (4 か月間) 公衆損害及び工事関係者事故 (建設業者等指名除外要綱別表第 8 号)